

奈良県県有施設広告掲出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、奈良県県有施設広告掲出要綱（以下、「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(広告掲出場所等)

第2条 要綱第4条第2項に規定する広告掲出場所、規格は別表の通りとする。

(広告掲出の対象)

第3条 要綱第6条に規定する広告の範囲とは次のいずれにも該当しないものをいう。

1 次のいずれかに該当する業種又は事業者に係るもの。なお、広告の掲出中において該当するに至った場合も同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当するもの

(2) 貸金業法（昭和58年5月13日法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの

(3) 県の指名停止措置又は資格停止措置を受けている事業者

(4) 次のいずれかに該当する事由があると認められるもの

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年6月13日法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (6) 業種又は商品の性質上、消費による事故又はトラブルが発生する可能性が高いと判断される等、消費者保護の観点から配慮が必要なもの
- (7) 営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (8) 行政機関等からの指導による改善がなされていないもの
- (9) 県税を滞納しているもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出の対象とすることが適当でない認められるもの

2 広告の内容が次のいずれかに該当又は該当するおそれがあるもの。なお、広告の掲出中において該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令、条例、規則、通達等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反しているもの又は青少年の健全な育成を阻害するもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (4) 政治性や宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 比較広告
- (10) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出の対象とすることが適当でないもの

（広告掲出料）

第4条 要綱第8条第1項に規定する広告掲出料は別表の通りとする。

（その他の事項）

第5条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は総務部長が定める。

附 則

この基準は、平成23年6月24日より施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月2日より施行する。

附 則

この基準は、平成25年3月19日より施行する。

附 則

この基準は、平成26年2月28日より施行する。

附 則

この基準は、平成28年3月11日より施行する。

附 則

この基準は、平成29年9月25日より施行する。

附 則

この基準は、平成31年2月1日より施行する。

附 則

この基準は、令和2年1月31日より施行する。

附 則

この基準は、令和3年1月29日より施行する。

附 則

この基準は、令和4年1月26日より施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月27日より施行する。

附 則

この基準は、令和7年1月16日より施行する。

別表

番号	施設	住所	場所	箇所数	種類	サイズ	広告掲出料等 ※	
							月額(円)	
1	県庁本庁舎	奈良市登大路町30	エレベーター内	4	ポスター	B2	5,600	
			食堂前通路	6	ポスター	B2	5,600	
2	県庁分庁舎	奈良市登大路町80	エレベーター内	3	ポスター	B2	4,070	
3	郡山総合庁舎	大和郡山市満願寺町60-1	東玄関ホール	2	ポスター	B2	4,170	
4	橿原文化会館	橿原市北八木町3丁目65-5	グランドホール	3	ポスター	B2	4,370	
5	図書館	奈良市大安寺1丁目1000番地	エレベーター内	1	ポスター	B2	4,880	
			階段(1F→2F)	3	ポスター	B2	4,880	
6	奈良県営競輪場	奈良市秋篠町98番地	外壁看板(北側)	1	再剥離シート	W3.0×H1.0m(3㎡)	6,280	
			外壁看板(東側北)	1	再剥離シート	W3.0×H1.0m(3㎡)	6,280	
			外壁看板(東側南)	1	再剥離シート	W3.0×H1.0m(3㎡)	6,280	
			外壁看板(南側)	1	再剥離シート	W3.0×H1.0m(3㎡)	6,280	
			バンク(金網)	2	横断幕	W8.0×H1.8m(14.4㎡)	30,170	

※ 広告掲出料等は消費税及び地方消費税を含む。
番号1～5については、広告掲出料等は行政財産使用料を含む。
番号6については、広告掲出料等は普通財産貸付料を含む。